さんぽみちを利用するには

さんぽみちを利用するためには、以下のような手続きが必要です。
ご不明な点、分かりにくい点がありましたら、スタッフにご相談ください。

受給者証とは？
福祉サービスを利用するために 交付される証明書です。
さんぽみちを利用する場合は、受給者証が必要です。

---

①住んでいる自治体（市区町村）の行政の福祉の窓口に申請
②必要書類（医師の意見書や計画相談書類など）を準備
③区役所等での面談
④支給決定と受給者証の交付

さんぽみち

電話予約後、見学にお越しください。

① ②
区役所の社会福祉課に連絡します。
月～金（平日）8:30～17:15

電話予約後、
面接があります。

③
地域の相談支援事業所　に連絡します。
（区役所等でもらった書類　を持っていきます。）
（当法人にも”だんだん”　という事業所があります。）

面接・契約をします。
→相談支援事業所が、
計画相談書類を作成します。

相談支援事業所が、書類を
区役所に提出します。

④
受給者証が
ご家庭に届きます。

③
医療機関を受診します。
（区役所等でもらった書類を持っていきます。）

1. 医師の診察を受けます。
2. 発達検査を受けます。
→医師が意見書を作成します。

さんぽみち

面接・契約をします。

児童発達支援の利用
保育所等訪問支援の利用

利用料について
福祉サービスのため、利用料がかかります。
・毎月の利用料は各世帯によって異なります
・毎月の利用料には上限が設定されています。
・別途、食費・教材費・おやつ代等がかかることがあります。